



火の安心を、つくろう。
Wishing for Your Safety

パッケージ型消火設備/YPS-80F

[パッケージ型消火設備]

パッケージ1one

I 型/YPS-80F

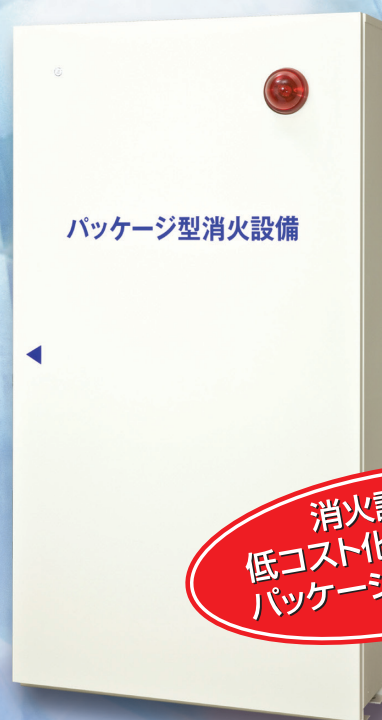
(第三種浸潤剤等入り水)

本体価格 **650,000円**(税別)

※パッケージ型消火設備を購入する際には、税込価格のほかに別途リサイクルシール代(非課税)が必要となります。

−20℃ 寒冷地仕様

消火薬剤の使用温度範囲は、
−20℃〜+40℃なので、
寒冷地でも常に安定した消火
力を発揮します。



パッケージ型消火設備

消火設備の
低コスト化を実現する
パッケージ型消火設備



屋内消火栓の代替として
適用範囲が拡大されました。

平成16年6月1日施行 改正消防法適合

- 屋内消火栓より少ない設備費用です。
- 取付工事が簡単なコンパクト設計です。
- 1人でたやすく操作できます。
- メンテナンス・維持管理が容易です。
- 一般財団法人 日本消防設備安全センター認定品



YPS-80Fの消火薬剤は、国際的に規制が進んでいる、
有機フッ素化合物(PFOS類)を含有していません。

※このカタログは、再生紙を使用しています。※この商品写真は見本品です。

ヤマトフロテック株式会社

屋内消火栓の代替に パッケージ型消火設備

平成16年6月1日施行の改正消防法により、パッケージ型消火設備は屋内消火栓設備に代えて用いることができる、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」として認められました。

(総務省令第92号・H16.5.31)



屋内消火栓設備代替・パッケージ型消火設備が 設置できる防火対象物

屋内消火栓設備の代替として設置できる防火対象物は、令第11条第1項第1号から第3号までと第6号の防火対象物、または、その部分のうち次のものが該当します。

●令別表第1(1)項～(12)項、(15)項

●(16)項の令別表第1(1)項～(12)項、(15)項の用途に供される部分。

■パッケージ型消火設備【I型】を設置することができる防火対象物

●耐火建築物の場合は、地階を除く階数が6以下で延べ面積3,000m²以下のもの。

耐火建築物 6階以下 延べ面積3,000m²以下

6
5
4
3
2
1

●耐火建築物以外の場合は、地階を除く階数が3以下で延べ面積2,000m²以下のもの。

耐火建築物以外 3階以下

延べ面積2,000m²以下

3
2
1

操作方法



ガス容器のハンドルを左(全開)に回す

ノズルを持ちホースを取り出し、ノズルのコックを全開して火元に向かって放射する

仕様

●(一財)日本消防設備安全センター認定品

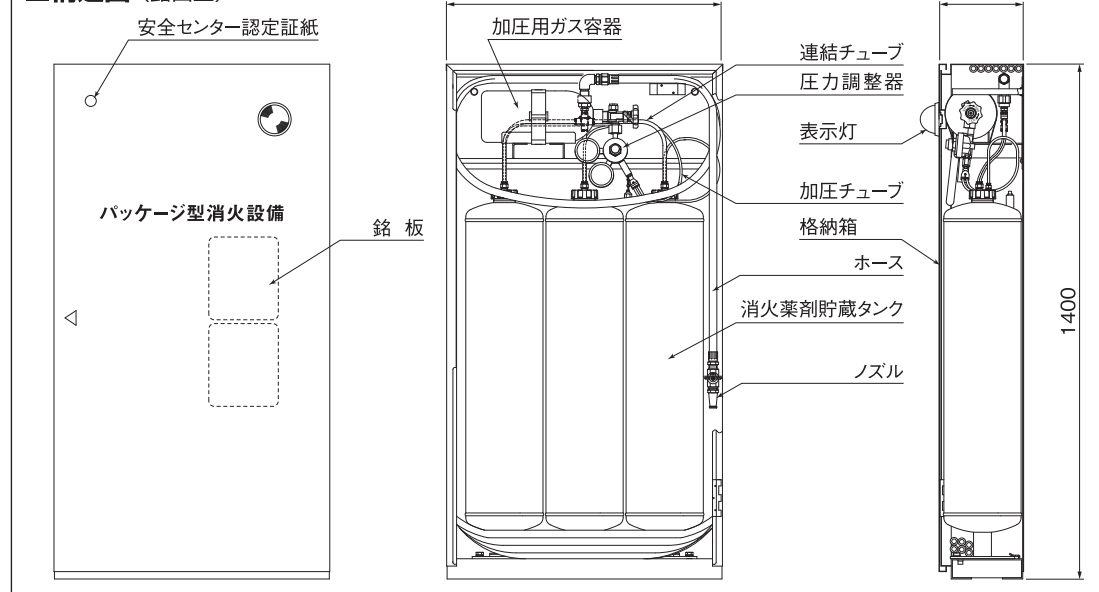
型 式 記 号	YPS-80F
認 定 型 式 番 号	PG-046号
種 別	パッケージ型消火設備Ⅰ型
消 火 薬 剤	第三種浸潤剤等入り水
消火薬剤鑑定型式番号	鑑剤第24～3号
全 装 備 質 量	約203kg
消 火 薬 剤 容 (質) 量	81 L (約100.7kg)
使 用 温 度 範 囲	-20℃～+40℃
放 射 時 間 (2 0 ℃)	約215秒
放 射 距 離 (2 0 ℃)	13～20m
放 射 量 (2 0 ℃)	23 L / min
格 納 箱 寸 法	幅750mm×高さ1,400mm×奥行230mm
消 火 薬 剤 貯 蔵 タ ン ク	28.5 L × 3本
加 圧 用 ガ ス 容 器	N ₂ ガス 3.4L
ホ ー ス 寸 法	外径21mm×内径12.7mm×25m
本 体 価 格 (税 別)	650,000円〔露出型〕

※パッケージ型消火設備を購入する際には、税込価格のほかに別途リサイクルシール代(非課税)が必要となります。



YPS-80Fの消火薬剤は、国際的に規制が進んでいる、有機フッ素化合物(PFOS類)を含有していません。PFOS(ペルフルオロオクタンサルホン酸)含有製品の製造・使用は2009年10月30日公布の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)施行令により、2010年4月から規制されます。当社の第三種浸潤剤等入り水消火薬剤は、PFOS規制に対応した消火薬剤です。

■構造図 (露出型)



■パッケージ型消火設備【I型】の 設置方法

●防護対象物の階ごとに、その階の各部分から消火設備のホース接続口までの水平距離が20m以下になるように設置する。●ひとつのパッケージ型消火設備が防護する面積は、850m²以下。●地階・無窓階または火災時に煙が著しく充満する恐れのある場所以外に設置すること。●温度が40℃以下で、温度変化の少ない場所に設置すること。●直射日光や雨水のかかる恐れが少ない場所に設置すること。●貯蔵容器のすぐ近くの見やすいところに、赤色の灯火およびパッケージ型消火設備であることを明示する標識を設けること。●指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く)を指定数量の750倍以上貯蔵・取り扱う場合は設置できない。

※カタログ掲載商品は改良などのため、予告なく仕様・規格変更を行うことがあります。ご了承ください。

●あらゆる防災設備・機器のご利用は下記へ……………

ヤマトプロテック株式会社

本 社 東京都港区白金台5-17-2 ホームページ <https://www.yamatoprotec.co.jp>

大阪・名古屋・札幌・仙台・さいたま・静岡・中国・尾道・四国・福岡・鹿児島／大阪工場・東京工場・中央研究所

※このカタログは、再生紙を使用しています。※この商品写真は見本品です。